第25回JVA（Japan Venture Awards）応募要項

1. JVA（Japan Venture Awards）の目的

創業を志す者のモデル事例として相応しい優れた創業・スタートアップの経営者を発掘・表彰する事業「第25回Japan Venture Awards （以下「第25回JVA」という。)」を実施し、イベントの中で広く紹介することで、創業を支える風土の定着や創業機運の地域への波及などの効果をもたらし、将来の日本経済や産業を支える新たな事業の創出・育成を支援していくことを目的としています。

2. 表彰の内容

表彰名	表彰対象	選定数
経済産業大臣賞	事業内容、活動実績、経営者の資質や社会的な評価（貢献度）等を総合的に評価の上、他の企業の模範として相応しい極めて優秀な経営者。	1件
科学技術政策担当大臣賞	社会的な課題の解決に向けて、革新性に優れた科学技術等を基に、将来の社会や産業にイノベーションを起こす可能性を持つ、他の企業の模範として相応しい極めて優秀な経営者。	1件
中小企業庁長官賞	事業内容、活動実績、経営者の資質等を総合的に評価して特に優秀な経営者。	2件以内
中小機構理事長賞	上記以外の優秀な事例のうち、公的支援策等を有効活用した模範的な事例となる経営者。	2件以内
SDGs特別賞	上記以外の優秀な事例のうち、特にSDGsに貢献する事業を行う模範的な事例となる経営者。 （インパクトスタートアップ等）	2件以内
地域貢献特別賞	上記以外の優秀な事例のうち、地域経済の活性化や地域課題の解決に貢献する事業を行う、模範的な事例となる経営者 （ローカル・ゼブラ等）	2件以内
JVA審査委員会特別賞	上記以外に優秀な事例があれば、事業その他の特徴と経営者を総合的に評価して特別表彰を行う。	応募状況・内容を勘案して決定 （2件程度）
JVCA特別奨励賞	上記以外で、創業後5年以内の将来更なる活躍が期待される経営者。	応募状況・内容を勘案して決定 （2件程度）

合計：14件程度

3. 募集対象

(1) 創業後概ね15年以内（※1）であり、高い志を持ち、自立する中小企業など（※2）の経営者又は代表者

※1　社歴に関わらず、経営の多角化や事業転換により、新事業展開した場合を含む。
※2　企業を主な対象とするが、NPO 法人、LLC（合同会社）などの応募も可能とする。
※3　上記の条件を満たし今後も高い成長可能性が見込まれる場合、上場の有無は問いません。

(2) 一般公募（推薦の有無は問いません）
※推薦の場合は、推薦者からの推薦メッセージを添付してください。

＜期待する経営者の例＞
○製品、サービス及びビジネスモデル等に革新性がある事業を実施している
○チャレンジ精神旺盛な若手や女性、シニア世代の経営者
○グローバル市場など、積極的な市場開拓に挑戦している（日本で起業した外国籍の方を含む）
○今後成長が期待される事業分野に取り組んでいる
○時代を先取りした技術やアイデアを活かした事業に取り組んでいる
○公的支援策を有効活用し、業績を伸ばしている
○将来の社会や産業にイノベーションを起こす可能性がある事業に取り組んでいる
○SDGs に貢献する取り組みを積極的に行っている（インパクトスタートアップ等）
（資源の消費量の削減、人々の健康や働き方の改善、調達や流通の最適化等、SDGs の 17 のゴールに代表される社会課題の解決に積極的に取り組み、経済性と社会性を両立する経営者）
○地域経済の活性化や地域課題の解決に貢献する事業に取り組んでいる（ローカル・ゼブラ等）
（売上・雇用者数の増加等により地域経済の活性化に貢献したり、独自の製品・サービスの提供を通じて地域が直面する社会的、経済的課題の解決に貢献する事業に取り組んでいる経営者）

など

4. 審査の基準
・経営者の資質（意欲、キャリアの活用度や経営方針など）
・成長性
・革新性
・社会性（社会貢献性、他の模範となるなど）
・多様性（博士号保有者、女性経営者、外国人経営者、若年層、大企業スピンアウト等）
※科学技術政策担当大臣賞については、上記の５つの審査基準に加えて、科学技術イノベーションの発展に貢献するものであり、AI やバイオテクノロジー等の最先端の基盤的技術分野や、環境エネルギーや安全・安心等の応用分野における事業に取り組む企業の経営

者、又は大学発スタートアップの振興を図る観点において、経営者が博士号を保有するもしくは、博士号を保有する者を経営体制に含めて事業を行う経営者であること等を審査上の評価項目とし、表彰します。

5. 審査手順・スケジュール

(1) 募集締切：令和7年8月21日（木曜） 必着

(2) 書類審査：令和7年8月下旬～10月中旬

※審査結果については、選考通過に関わらず応募者全員に通知します。

(3) 面接審査：令和7年11月上旬～中旬

※審査結果については、選考通過に関わらず面接対象者全員に通知します。

※場合により、会社を訪問しての現地面談をお願いすることがあります。

※受賞名は表彰式当日まで公開いたしません。

(4) 結果発表・表彰式：令和7年12月18日（木曜）

（会場：虎ノ門ヒルズフォーラム（東京都港区））

6. 審査委員

学識経験者、起業家を支援する機関、起業家などから構成される「第25回JVA審査委員会」にて審査を行います。

7. 応募方法

(1) 公式ホームページのエントリーフォームに必要項目を入力する。

(2) 上記項目を基に1次審査を実施し、審査を通過した者は、下記の提出書類を作成・準備する。

－応募様式

－会社案内（3点以内）

－製品・技術・サービスの説明資料（A4、3枚以内）

－過去3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※ただし決算を迎えていない企業の場合は不要です。

－推薦者記入様式 ※任意

(3) (2) を事務局にE-mailで提出

※応募様式は、電子データで送信ください。

＜応募書類の提出先・お問い合わせ＞
第25回JVA運営事務局
E-mail：jva-25th@operation-desk.jp
TEL：03-3292-5088

8. その他、確認事項

(1) 【受賞の取り消しなど】以下の場合は応募を無効または本賞の付与を取り消します

・本表彰の目的を損なうような行為もしくは虚偽の記載があった場合

・法令違反など社会通念上、本賞受賞者（企業）とすることがふさわしくないと判断される場合

・追加のヒアリング調査などにご協力いただけない場合

(2) 【応募書類の取扱いについて】

・応募申請書は審査の目的以外には使用いたしません。

・審査内容の詳細、審査結果に対する異議申し立てについては一切お受けできません。

・応募された方に対して、中小機構が実施する各種支援事業およびイベントのご案内をさせていただくことがあります。

(3) 【受賞にあたり】

・受賞者の写真の提供等、JVA の広報物の作成・広報活動にご協力いただきます。また、中小機構が開催する各種イベントなどへの参加のご協力をお願いいたします。